

短期高等教育多様化の意義と問題点

—短大・高専・専修（専門）学校の教育制度上の位置づけを中心にして—

Significance and Problems in Variousness of Short-cycle Higher Education

—Laying Stress on the Situations of Educational Systems
concerning Junior Colleges,
Technical Colleges and Professional Schools—

山崎 清 男
Kiyoo Yamasaki

Abstract

After World War II, the reform of educational system...especially at the secondary school level...was made in the various countries to realize equality in educational opportunity. At present, the problem of equality in educational opportunity is discussed at the higher education level. As a result, many students have become to study in universities or colleges. From the point of view of equality in educational opportunity, it may be good situation. But this brought about "system of mass higher education". This situation is notable in USA. At present, many students go on to universities or colleges in Japan, too. And this brings up magnifying quantity of universities or colleges. So for this reason, recently the reform of higher education system has been discussed. In this situation, as the form of the reforming higher education system, short-cycle higher education system began to become the center of interest.

The purpose of this paper is to attempt the explanation of the meaning, background and structure of mass higher education by considering variousness of short-cycle higher education system. We must seriously consider the problems of variousness of short-cycle higher education system as the subject for further discussion.

I 問題の所在

各国における教育改革の進行は、教育の機会均等を目的とした中等教育の改革と開放、およびそれに続く高等教育の拡大と変容をもたらしてきている。これは単に教育制度上の改革だけではなく、高等教育それ自体の変革をももたらしてきている。すなわ

ち、従来のようなヨーロッパの伝統的な大学にみられる「文化の伝達と創造において歴史的社会的使命を担う」⁽¹⁾ 高等教育機関としての大学のみならず、「第2段の中等教育に接続する『第3段の教育(education on the tertiary stage)』」⁽²⁾ として、「中等教育を修了後、さらに学習意欲をもつすべての者にその機会を均等に開放しようとする」⁽²⁾ 高等教育

機関の出現である。この傾向は、アメリカにおいて特に著しいといえよう。⁽³⁾

わが国もその例外ではなく、高等教育の機会拡充とかかわり、多様なレベルの短期高等教育機関が創設されてきている。しかし、これら短期高等教育機関は、高等教育の多様化という教育制度上の1つの問題点を生み出すにいたった。歴史的にみるならば、昭和38年の中央教育審議会第19回答申⁽⁴⁾や昭和46年の第22回答申⁽⁵⁾、さらには高等教育懇談会の意見とりまとめによる提言⁽⁶⁾などが、高等教育の多様化に拍車をかけることになった。また、昭和50年7月11日に公布された「学校教育法一部改正法」により、専修学校制度が創設されることになったが、その中で高校卒業を入学資格とする専門課程を有するものは、専門学校と称することができるようになった。

ここにいたって、短期高等教育機関としての短期大学、高等専門学校、専修(専門)学校という3系統の学校制度が成立することになった。事実、これらの短期高等教育機関は、高等教育の機会提供には大きな役割を提供しているが、わが国の教育制度上の観点からみると、必ずしもその位置、役割、機能等が明確化しているとはいいがたいように思われる。そこで、本小論では以上のような現代状況をふまえ、短期大学、高等専門学校、専修(専門)学校の制度上の位置、役割、機能等に関し若干の考察を試みる中で、短期高等教育の多様化の意味を明らかにすることを目的としている。

II 短期高等教育制度の成立

一般的には、学校制度の段階による分類は初等(primary)、中等(secondary)、高等(higher)の3区分法が用いられてきた。高等教育(higher education)とは、中等教育を修了した者を対象とする教育として理解されるが、1960年代の末から70年代の初頭にかけて「中等後教育」(Postsecondary Education)という用語が使用されだした。そしてこの用語は、新しい教育制度上の概念としてすでに国際的にも認められてきている。この「高等教育」観から「中等後教育」観への移りかわりは、教育制度的には何を意味するのであろうか。またいかなる背景から生じたのであろうか。

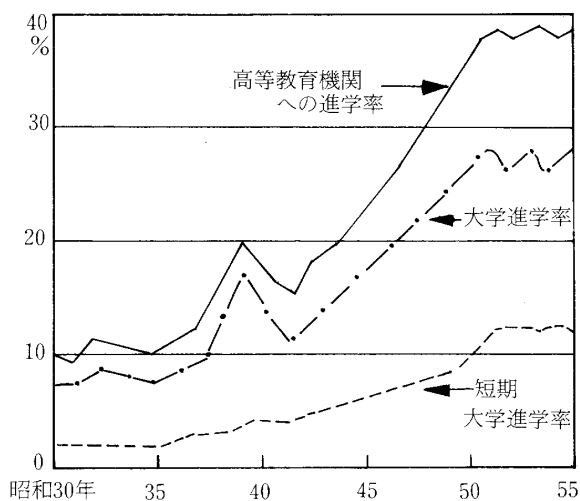
このような背景には、いうまでもなく「高等教育

の大衆化」現象が存在する。この高等教育の状況を表わす言葉に「エリート高等教育から大衆的高等教育への移行」という表現がある。これは、1970年代の初頭よりアメリカの社会学者マーチン・トロウやOECDの教育専門家たちによって使用されはじめた言葉だといわれているが、今日の高等教育の状況を端的に表現しているともいえよう。マーチン・トロウは、1960年代後半のヨーロッパおよびアメリカの大学危機は、それぞれの国において高等教育が1つの歴史的段階から次の段階への移行のきざしであったという。すなわちヨーロッパ諸国においては「エリート高等教育から大衆的高等教育へ」の移行であり、アメリカにおいては「大衆的高等教育より普遍的高等教育へ」ということであると⁽⁸⁾。程度の差はあるにしても、高等教育の代表的機関である大学が急激に普及拡張した結果、大学の大量化現象が出現することとなったのである。

わが国の高等教育人口は、1966年、当該年令(18~21歳)人口比で15%をこえた。マーチン・トロウは、在学率15%という数値を、高等教育のエリート段階からマス段階への移行を示す量的な指標としている⁽⁹⁾。ということは、わが国の高等教育もマス高等教育へ足をふみ入れたことになる。ところで、高等教育の大量化現象をもたらした大きな条件が脱工業化社会の到来であることはすでに指摘されているが⁽¹⁰⁾、高等教育の大量化は、高等教育機関の多様化を生み出すことになる。というのは、高等教育の大量化現象はその入学者の増加に伴い、願望、関心、能力、価値観の多様化した学生の存在を前提とするからである。

このような状況下で、従来の高等教育観にかわり、中等後教育観が出現したわけであるが、これは中等教育という概念によって、「第2段階後」の教育体系の全体構造を再検討しようとするものである。「いわゆる高等教育の大量化によって、伝統的な大学制度を中核とする高等教育は、いずれの産業諸国においても膨張拡大を遂げてきたが、その量的拡張の過程において幾多の重要な問題や葛藤に直面することになった。すなわち、多彩な動機、素質、資格、志向性をもつ多質的な学生集団の出現、多種多彩な技能や資格を求める経済的・社会的需要の増大、より多様な機能を中等後段階の教育機関や制度が果たすよ

図1 わが国の高等教育機関への進学率



出所)「昭和55年度わが国の教育水準」(文部省)

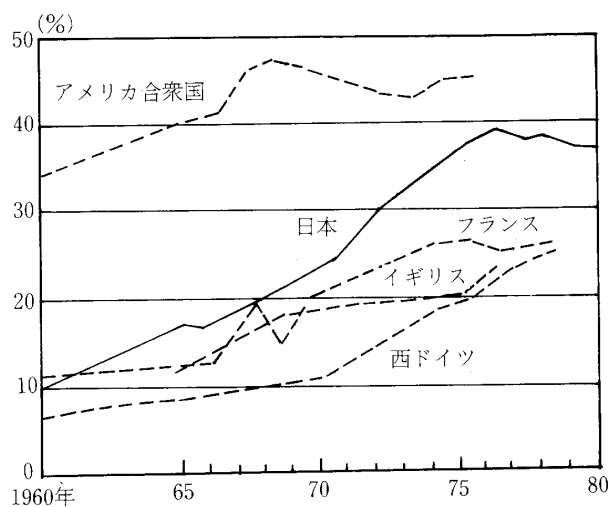
う求める要求の増加, 単一的な大学制度にかわる柔軟な教育制度を求める要求の増大などは, 高度産業社会の高等教育が共通に対応をせまられる課題となった⁽¹¹⁾ ところに, その出発点が見い出せるのである。

高等教育の内部構造におけるこのような変化は, 多様化という概念でとらえることができよう。社会構造の変化に伴う高等教育の大衆化現象は, 高等教育の多様化と相即し, 多様化に応じた高等教育制度の確立が重要視されてくる。しかし, 既存の伝統的な高等教育機関(大学)の制度改革のみでは十分に対応しきれなくなっている。すなわち, 新たな高等教育機関の確立が必要となってくる。

このような意図のもとに, 「あらたに見直されてきたのが, 第3段階の教育セクターのうちで, 従来ほとんど無視されてきた“継続教育”(further education)の分野である」⁽¹²⁾ 「この見方の背景には, 現行の高等教育システムの拡張や制度内的革新を促進していくだけでは, 現制度に内在する諸々の欠陥を克服しえないばかりではなく, 今後の個人的・社会的な教育要求に適応することはできないという共通の認識が」⁽¹²⁾ 存在した。この状況認識は, 従来の伝統的高等教育機関ではなく, 第2段階以後の教育, すなわち「中等後教育」の構想をふくめ, 高等教育再編成の問題を提起し, 短期高等教育制度化の誘因とするにいたったのである。

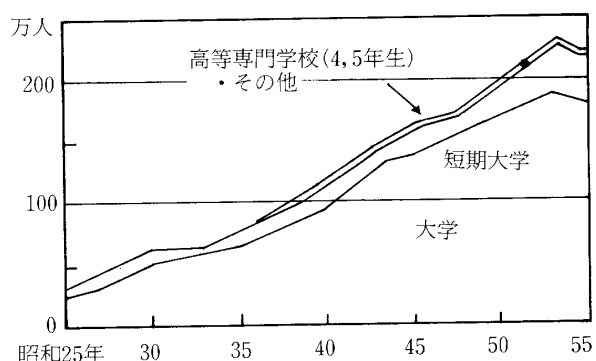
図1からもわかるように, わが国の高等教育進学率は40%近くなり, 国際的にみてもアメリカについ

図2 主要国の高等教育機関への進学率—国際比較—



出所)「昭和55年度わが国の教育水準」(文部省)

図3 高等教育機関の在学者数



出所)「昭和55年度わが国の教育水準」(文部省)

で2位である(図2参照)。また高等教育機関の在学者数も250万人をはるかにこえている(図3参照)。わが国の短期高等教育機関としては短期大学, 高等専門学校があり, その後すでに述べたような動向の中で専修(専門)学校が創設され, 3系統の学校制度が創設されたことは周知の事実である。これらの短期高等教育機関は, 伝統的な高等教育機関である4年制大学とは異なる傍系的地位を与えられているように思われるが, 高等教育の機会提供という観点からみるなら大きな役割をはたしているといえよう。以下, わが国の短期高等教育制度を短期大学, 高等専門学校, 専修(専門)学校の順にながめてみる。

III わが国の短期高等教育制度

(1) 短期大学制度

短期大学は発足以来, さまざまな経過をへて今日

に至っている。短期大学は、昭和22年3月の学校教育法にもとづく新学制が発足した時、旧制の高等教育機関の中で直ちに新制大学への移行が困難なものを救済する暫定的措置として、生まれたものであった。旧制の高等教育機関は、昭和21年11月末の統計によると旧制大学58校、大学予科43校、高等学校32校、専門学校332校、教員養成諸学校141校、合計606校あった。

しかしながら、これら「旧制高等教育機関は、必ずしもすべて新制大学へ移行すると考えられていたのではなかった。教育刷新委員会でも、論議の方向としては、学校によっては新制高等学校に移行して充実を期するという含みをもって考えられており、心ずしも旧制高等教育機関がすべて新制の大学となると予定されていたわけではなかった」⁽¹³⁾といわれている。

この指摘からも明白なように、教育刷新委員会でもすべての旧制高等教育機関をそのまま新制の大学へ移行する考えはなく、一部は新制高等学校となることも考慮されていた。それにもかかわらず、「1947年12月、大学設置委員会が発足し、これが新制大学設置認可についての要項を文部省あて答申して（同年2月）、実際に新制大学の審査が開始されると、旧制大学・高等学校・専門学校はすべて大学昇格への動きを開始した」⁽¹⁴⁾のである。この大学昇格への動きにもかかわらず、すでに述べたように、質の面から考えて新制大学としての資格要件をそなえていないとみられる学校も少なくなかった。

したがって、これらの学校を新制移管の際いかに処理するかは、むずかしい問題であったといえる。しかし、これらの学校は旧制時代にはいずれも中等学校卒業者の入学を原則としていたし、学校体系上では中等学校の上位にあったことはたしかである。それゆえこれらの学校が旧制中等学校と同じ取り扱いのもとに新制高等学校へ転換することは、これらの学校自体欲しなかったことであり、また困難なことでもあった。当時、このような学校すべてが「大学」への昇格を希望していたことは明らかである⁽¹⁵⁾。

以上のような経過をへて、旧制高等教育機関の中で4年制の新制大学に切り替えることが困難なものは、2年又は3年制の短期大学として暫定的に認め

られた。これが短期大学の発足であるが、発足当初から短期大学をめぐる多様な論議があった。短期大学は「実的な専門職業に重きを置く完成教育機関」（短期大学設置基準、1949）としての性格が与えられた。発足当初こそ、男子学生が女子学生を約1割上まわっていたが、昭和32年には女子学生が学生数の6割強を占めるにいたった。学科設置状況も、発足当初は法経分野や文学、家政分野が多く、理工系分野はわずかであった。

短期大学は、高等教育の機会拡大、女子のための機会提供という大きな役割をなたしていたが、さらに期待された中堅技術者の養成という点では十分でなく、産業界からの批判を招くことになった。こうした中で、中堅技術者の養成をねらって、4年制大学とは別個に職業専門教育をおこなう高等教育機関を新たに設け、短期大学制度を廃止することを主旨とした「専科大学法案」が提出された（昭和33年）。

この「専科大学法案」は結局成立しなかったが⁽¹⁶⁾、「専科大学法案」提出の背景には、短期大学においては理工系技術教育、すなわち中堅技術者の養成が十分になされていないという強い認識があったことは否定できない。事実、多くの私立短期大学は学科設置を文科系に限定する傾向があった。しかし、高度経済成長期に入ったわが国の産業界にとっては、中堅技術者の養成確保は緊急を要した。その結果、別系統の学校制度、すなわち高等専門学校制度の創設へとつながるのである（昭和37年）。

その後、短期大学は、高等専門学校制度の発足も影響し、また各方面からの強い働きかけもあり恒久化をはたした（昭和39年）。では恒久化をはたした短期大学制度は、その後いかなる発展をとげたのであろうか。数的には500校をこえ、学生数は37万人をこえている（表1、2参照）。とりわけ女子学生の占める割合は大きい。それは一方では、短期大学が「花嫁大学」であるという批判を生み出すことにもなった。学科設置状況を分野別にみると、家政系約25%、人文系約20%、教育系約19%、理工系と社会科学系が約10%である。この傾向は、短期大学に女子系の短期大学が多いことによるものであろう。

昭和50年の「短期大学設置基準」の省令化は、高等教育の一部として短期大学制度の確立をいっそう押し進めたといえよう。短期大学設置基準は、内容

表1 短期大学数

区分	計	国立	公立	私立	私立の割合
昭30年	264	17	43	204	77.3%
35	280	27	39	214	76.4
40	369	28	40	301	81.6
45	479	22	43	414	86.4
50	513	31	48	434	84.6
52	515	32	48	435	84.5
53	519	34	49	436	84.0
54	518	34	49	435	84.0
55	517	35	50	432	83.6

出所)「文部統計要覧」昭和56年度版

表2 短期大学学生数

区分	計	うち女子	国立	公立	私立	女子の割合
						%
昭30年	77,885	42,061	3,637	11,080	63,168	54.0
35	83,457	56,357	6,652	11,086	65,719	67.5
40	147,563	110,388	8,060	13,603	125,900	74.8
45	263,219	217,668	9,886	16,136	237,197	82.7
50	353,782	305,124	13,143	17,973	322,666	86.2
52	374,244	328,185	14,019	18,659	341,566	87.7
53	380,299	335,047	14,017	18,923	347,359	88.1
54	373,996	330,813	14,257	18,950	340,789	88.5
55	371,124	330,468	14,685	19,002	337,437	89.0

出所)「文部統計要覧」昭和56年度版

の多様化の可能性と制度上の柔軟性・流動性を重視しているが、このことをふまえつつ短期大学は社会的要求に対応するためにも、社会の進展の方向を適確にとらえる必要がある。また同時に、独自の教育理念と大学観を常に新しく創造することにより存在意義がいつそう明確になるであろう。短期高等教育多様化の中で中心的な役割をはたしてきた短期大学であるが、卒業生の4年制大学編入に関する実質的保障のための制度改革の問題など、今後に残された重要な課題である。

(2) 高等専門学校制度

高等専門学校は、高等教育段階の学校類型を「大学」のみに統一した、戦後の新教育制度に対する、とりわけ産業界からの根強い不満と批判を背景に生まれたものとみることができる⁽¹⁷⁾。

中等教育と高等教育にまたがる新学校類型創設の構想は、昭和26年の政令改正諮問委員会の答申の中でとりあげられている。政令改正諮問委員会は、戦後の新学制の再検討を目的とした「教育制度改革に関する答申」を出し、「高校と大学を併せた5年制または6年制の農・工・商・教育等の職業教育に重点をおく『専修大学』を認めること」を提案した。それ以来、短期大学における中堅技術者養成の不備の批判や新制大学制度の根本的検討の要請を背景とし、また短期大学再編論とからめて「専科大学」構想が提唱された⁽¹⁸⁾。

第28国会へ提出された「専科大学」案の内容の骨子は、以下の通りである⁽¹⁹⁾。

(1) 専科大学は、4年制の大学とは別個の高等教

育機関であり、入学資格は高等学校卒業程度、修業年限は2年又は3年である。

(2) 必要があるときは、3年の前期の課程を有する5年制又は6年制のものとする事ができる。

(3) 専科大学の目的は「深く専門の学芸を教授研究し、必要があるときはあわせて高等学校に準ずる教育を施し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」である。

(4) 短期大学は専科大学発足後は新設が認められず、ただ既設の短期大学は一定の期限まで存続が許されることとなった。

この専科大学案は、「中級技術者養成のための専門職業教育機関を作ることと同時に、短期大学の恒久化をはかるといふ二つの問題を同時に解決しようとしたものであり、特に後者の問題の方にむしろより多くの力点が置かれているように感じられる⁽²⁰⁾」といったものであった。つまりこの法案には、専科大学へのきりかえによる暫定的な短期大学の解消がふくまれていた。したがって、以前より短期大学の恒久化を強く要望していた人々から強く反対され、その結果、専科大学法案はついに審議未了・廃案の過程をたどったことはすでに述べた通りである。

しかし他方、経済発展のためには科学技術の必要性が強く認識され、中堅技術者養成機関に対する産業界の要望もますます強くなった。このような中で、中堅技術者養成のための学校制度の実現が目ざされ、高等専門学校の構想が出てくるのである。そして学科が工業に限定される高等専門学校制度を創設

する法律案が、昭和36年4月の第38国会に提出され、翌37年より高等専門学校制度は発足した。

この高等専門学校制度の創設に関し、当時の荒木文部大臣は「複線型の方がより多く青少年に教育の場を与えることになるし」「20年、30年、50年の将来を考えましても、複線型をこの際創設することがより教育目的にかなうであろう」⁽²¹⁾と述べ、単線型教育制度を否定し、複線型教育制度に改変しようとする根本問題を提起している。また、高等専門学校制度創設を道路にたとえ「東海道だけでは不十分だ、現在の交通量はまかないきれない、もう1本2級国道的なものを考えねばならぬという意味あいでございまして」と述べ、複線型による選別体制づくりを公然と指摘している⁽²²⁾。

産業界の強い要望により登場した高等専門学校は、表3からもわかるように、昭和37年度に学校数19校、学生数3,375人で発足し、昭和52年には学校数は65校となった。その後3校が学生募集を停止し昭和55年現在62校、学生数46,348人にふくれあがった

表3 高等専門学校数

区分	計	国立	公立	私立
昭37年	19	12	2	5
40	54	43	4	7
45	60	49	4	7
50	65	54	4	7
52	65	54	4	7
53	64	54	4	6
54	62	54	4	4
55	62	54	4	4
工業高専	57	49	4	4
商船高専	5	5	—	—

出所)「文部統計要覧」昭和56年度版

表4 高等専門学校学生数

区分	計	うち 女子	国立	公立	私立	女子の
						割合
						%
昭37年	3,375	35	1,549	703	1,123	1.0
40	22,208	347	14,839	2,920	4,449	1.6
45	44,314	673	33,091	3,919	7,304	1.5
50	47,955	736	38,194	3,942	5,819	1.5
52	46,762	801	38,838	4,006	3,918	1.7
53	46,636	826	39,140	4,001	3,495	1.8
54	46,187	843	39,109	3,981	3,097	1.8
55	46,348	917	39,211	4,018	3,119	2.0

出所)「文部統計要覧」昭和56年度版

にもかかわらず、入学志願者そのものは昭和38年をピークに漸少してきている。また創設当初の受験競争率は11.5倍と高かったが、昭和47年から2倍台になってきている⁽²³⁾。中堅技術者養成を目的とし期待されて登場した高等専門学校であったが、出発点で内包していた教育制度上の諸問題が表出してきたといえよう。

たしかに「進路の袋小路をともなう教育制度の多様化は問題である」⁽²⁴⁾が、もし多様化がなされるとしても「それらは必ず最後に本線に接続されるシステムになっていることが必要である」⁽²⁴⁾高等専門学校卒業生は法的には進学の道をとざされていないにせよ、進学の道はあまり考慮されていない⁽²⁵⁾。以上のような意味においても、高等専門学校制度のあり方は、今後の多様化を考える際の1つの方向を示唆しているといえよう。

(3) 専修(専門)学校制度

専修(専門)学校制度は、わが国の短期高等教育制度としては比較的新しく創設されたものである。昭和50年7月、「学校教育法の一部を改正する法律案」が成立し、これにより昭和51年1月より新しい学校制度として「専修学校」制度が創設されることになった。

従来のがわが国の学校制度を顧りみると明白であるが、学校教育法第1条に定める学校と同法83条に定める各種学校があった。この第1条学校は、義務教育段階とその前後に連なる学校段階が全体として1つの体系的な制度を形成しているのに対し、各種学校は「学校教育に類する教育をおこなうもの」と規定されているだけであった⁽²⁶⁾。以上の規定からも理解できるように、各種学校はその法的位置づけが極めて不明確であり、第1条学校とは明確に区別されていた。しかし、各種学校はその教育内容やまた教育機会の提供ということにおいては、第1条学校に共通する場合も少なくなかったといえよう。そこで「各種学校は…第1条に規定する学校とは異なる特色のある教育機関であり、その教育的役割、社会的使命も独自のものがある」⁽²⁷⁾と主張することによって、各種学校の法的不備を是正する運動をすすめていったのである。

ちなみに、昭和51年度発行の学校基本調査報告書によると各種学校数7,999校、生徒数121万1,566人に

達している。また専修学校数は表5からもわかるように2,520校におよび、432,914人の生徒がそこで学んでいる(昭和55年度)。専修学校それ自体は係系的学校であるにもかかわらず注目をあびてきているのは、中等及び高等レベルの教育機関として技能者の養成、職業教育、勤労青年教育の場として重要な役割をはたす存在となっているからである。

では専修学校とはいかなる学校であるか。専修学校とは「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的とする学校であり、その要件として修業年限、授業時数及び教育を受ける者の数について法的規定が設けられている。また専修学校には専門課程、高等課程、一般課程の3課程が設置され、この3課程と従来の中・高等学校との継続関係が学校教育法上明確に規定された。以上の諸点は、専修学校制度の特徴として指摘できよう。

さて本稿での主たる対象は、専修学校のうち高校

表5 専修学校数

区分	計	国立	公立	私立	私立の割合
昭51年	893	46	28	819	91.7
52	1,941	192	80	1,669	86.0
53	2,253	190	114	1,949	86.5
54	2,387	194	133	2,060	86.3
55	2,520	187	146	2,187	86.8
(再掲) { 高等課程を置く学校	725	35	25	665	91.7
{ 専門課程を置く学校	2,033	156	129	1,748	86.0

出所)「文部統計要覧」昭和56年度版

表6 専修学校生徒数

区分	計		国立	公立	私立	女子の割合
	計	うち女子				
昭51年	131,492	104,425	3,481	4,641	123,370	79.4
52	356,790	256,918	15,952	11,774	329,064	72.0
53	406,613	286,947	15,724	16,530	374,359	70.6
54	416,438	285,881	15,714	18,615	382,109	68.6
55	432,914	287,938	15,843	20,625	396,443	66.5
高等課程	68,334	52,890	1,441	2,225	64,668	77.4
専門課程	337,864	216,288	14,402	18,201	305,261	64.0
一般課程	26,716	18,760	-	202	26,514	70.2

出所)「文部統計要覧」昭和56年度版

卒業程度のもを対象とする専門課程を有する学校、すなわち専門学校である。ところで、昭和55年の大学・短期大学入学者数は59万人にもおよび、その進学率は4割近くに達している。このような中で、今後の「高等教育を展望し、そのあり方を論ずるとき、大学や短期大学など既存の高等教育機関だけを対象とするのではなく、高等教育段階に相当する各種学校の現状と今後の方向を含めて、総合的に検討することがこの問題に対する今後の公正な見地ではないかと考える」⁽²⁸⁾ という指摘があるように、今後専門学校が高等教育、とりわけ短期高等教育の中に占める位置と役割は看過することができないといえよう。

専門学校(専門課程)の在学者数は、昭和55年では337,864人であるが、短期大学在学者数の371,124人に匹敵する数字である。専門学校制度の発足は「我が国の高等教育の1翼をになうものとして……今後の我が国の学校制度のうえで重要な役割を果たすことが期待されるとともに、その卒業生についても社会的により積極的な評価を受ける条件が整ったものということが出来る」⁽²⁹⁾ といわれるように、評価すべき側面もみられよう。

また高等教育懇談会も、専門学校が高等教育機関の1種に加えられることになったことを指摘している⁽³⁰⁾。つまり、「大学、短大、高専とならんで、専門学校を高等教育機関の1つにとりあげており、広い見地から今後の高等教育施策を具体化しようとする見解」⁽³¹⁾ がうかがえ、「高等教育の多様化とその構造の柔軟化、流動化を指摘しているのも、専門学校の高等教育機関への参入が1つの要因であるとする認識に立っており、制度上も複数の高等教育機関を含めて考える新しい情勢に対応する立場の確立がうかがえる」⁽³¹⁾ のである。

周知の通り、専修(専門)学校制度は、専門的技術技能者養成機関としての各種学校制度を基礎にして成立をみたものである。しかし、専修(専門)学校制度の創設により、従来の各種学校が持っていた諸矛盾が解決されたとみるのは早計である。以下、若干の問題点を指摘したい。たしかに専修(専門)学校制度は学校教育法上明確に規定され、新しい学校制度を形成し、学校体系の中に「市民権」を得たといえよう。しかし、それにもかかわらず、やはり

従来の各種学校と同様第1条学校の傍系でしかないのではないかという疑問が残る。専修(専門)学校制度は、下方においては第1条学校との接続関係が規定されているが、高等課程から大学への進学、専門課程から大学への編入といった上方への接続はなんら規定されていない。

この接続形態からいうなら、後期中等教育及び前期高等教育段階に袋小路を作ったといえよう。この意味において、専修(専門)学校が正規の学校体系に対する補完的役割をになうものであるとするなら、専修(専門)学校の出発点そのものがすでに格差、矛盾をもっているといつてよい。「今日、高等教育の正当は4年制大学である。そして短期大学はその変則であり、高等専門学校は傍系の制度とみなされている。」⁽³²⁾ としても、学校教育法は現に短期大学と高等専門学校の卒業生の大学編入を規定している⁽³³⁾ (学校教育法第69条の2の7, 第78条の8)。

専修(専門)学校制度の創設は、教育の機会均等の観点からみるなら1つの問題点を内包したものであるといえよう。しかし、短期大学および高等専門学校と多くの共通(競合)部分をもちつつも、職業教育機関としての短期高等教育の独自の役割をはたすことが期待されている。幾多の問題点を内包して出発した専修(専門)学校制度であるが、職業教育機関としての短期高等教育機関の役割を十分にはたすことができるかどうかは、内包された問題点の解決と強くかかわっているといえよう。

IV 短期高等教育機関のカリキュラム

短期高等教育の多様化を考えるにあたり、現在短期高等教育機関と考えられている短期大学、高等専門学校及び専修(専門)学校のカリキュラムを比較検討し、その多様化の意味を考えたい。

表7はA短期大学の被服科の専門科目カリキュラムであり、表8はB服飾専門学校(高校卒業後3年間)カリキュラムである。表9はC短期大学の機械化のカリキュラムであり、表10はD高等専門学校のカリキュラムであり、表11はE工業専門学校のカリキュラムである。もとより、これら諸学校は教育制度上の位置づけも異なり、またそこで開講されている科目名も異なるので単なる比較では十分とはいえないが、しかし一定の傾向性は目い出せよう⁽³⁴⁾。

表7 A 短大被服科カリキュラム

授 業 科 目		単 位 数
必 修 科 目	服 装 学 概 論	2
	基 礎 デ ザ イ ン	2
	服 飾 デ ザ イ ン	2
	被 服 構 成 学	2
	被 服 構 成 実 習 (洋 裁)	16, 2 (8)
	(和 裁)	(8)
	被 服 整 理 学	2
	被 服 整 理 学 色 彩 学	2
	染 色 学	2
	手 芸 学	2
卒 業 制 作 又 は 論 文	(1)	
選 択 科 目	被 服 整 理 学 実 験	1
	染 色 加 工 学	2
	織 維 学	1
	被 服 材 料 学	2
	織 維 製 品 試 験 法	2
	衣 料 鑑 別 実 験	1
	織 維 製 品 試 験	1
	家 庭 経 営	2
	家 旅 関 係 学	2
	住 居 学	2
	育 児 学	2
	生 理 学	2
	家 庭 機 械 及 び 家 庭 電 気	2
	織 維 製 品 消 費 科 学	2
	消 費 者 保 護 論	2
	被 服 衛 生 学	2
	衣 料 管 理 実 習	2
栄 養 学	2	
食 品 学	2	
調 理 実 習	2	

表8 B 服飾専門学校カリキュラム

服 飾 科 1 年 次

授 業 科 目	デザインコース		
	必 選	年 間 時 数	週 時 数
パ タ ー ン メ ー キ ン グ	必	420	12
製 図 理 論	〃		
カ ッ テ ィ ン グ	〃		
マ ー キ ン グ	〃		
縫 製 技 術 と 工 程	〃		
基 礎 部 分	〃		
手 芸			
フ ァ ッ シ ョ ン ド ロ ー イ ン グ	必	315	9
デ ッ サ ン	〃		
ド レ ー ピ ン グ	必		
被 服 実 習	必		
被 服 概 説 I	必	105	3
被 服 管 理	〃		
被 服 材 料	〃		
特 別 講 義	〃		
計		840	24

短期高等教育多様化の意義と問題点

服飾科 2年次

授業科目	デザインコース		
	必選	年間時数	週時数
パターンメイキング	必	315	9
製図理論	〃		
カッティング	〃		
マーキング	〃		
フィッティング	〃		
ドレーピング	〃		
ピンワーク	〃		
縫製技術	〃		
被服実習	〃		
製帽	選必		
編物	〃	105	3
レタリング	〃		
ドレスデザイン	必		
ファッションドローイング	〃	315	9
ベーシックデザイン	〃		
デッサン	〃		
服飾デザイン実習	〃		
体型補正研究	〃		
被服色彩	必	105	3
服装史	〃		
被服概説II	〃		
特別講義	〃		
計		840	24

表9 C短大機械工学科カリキュラム

授業科目	単位数
工業数学第1	2
工業数学第2	2
工業物理学	2
機械力学第1	2
図材力学第1	1
工業材料学	2
水力学	2
流体機械学	2
水力機械設計製図学	1
熱力学	2
蒸気原動機	1
内燃原動機	1
熱機関設計製図学	1
機械設計	1
機械設計製造	1
鍛造	1
機械製作	1
機械試験	1
基礎機械製図学	1
機械工学実習	2
機械力学第2	1
材料力学第2	1
精密加工	1
精密測定	1
物揚運搬機	1
自動車工学	1
電気工学概論	1
化学工業概論	1

授業科目	単位数
鉄道車輛	1
工場管理	1
原子炉工学	1
工業外国語	2
電子計算機	1
木材加工	2
電気回路理論	1
電気工学実習	1
栽培(実習を含む)	2
機械工学特別講義	1

表10 D高専機械工学科カリキュラム

授業科目	単位数
応用数学I	3
応用数学II	1
応用物処理解	4
情報力学	2
材料力学	5
熱力学	2
水力学	2
材料学I	3
機械製作	4
設計製図	15
設計製図法	3
工学実習	6
工学実習	9
卒業実習	6
工業力学	2
機械力学	2
電気工学概論	3
機械力学関	2
内燃機関理	2
生産熱工学	1
流体機械	1
弾性力学	1
材料力学演習	1
潤滑工学	1
流体工学	1
計測工学	1
精密加工	1
塑性工学	1
材料工学II	1
油圧工学	1
数値解析	1
マトリクス応用論	1
水力学演習	1
水蒸気工学	1
溶接工学	1
システム工学	1
エネルギー工学	1
熱力学演習	1
化学工学	1
技術機械論	1
製作機械	1
基礎電子工学	1
応用電子工学	1
自動車工学	1
環境工学	1

表11 E 専門学校機械工学科カリキュラム

	授 業 科 目	単 位 数
必 修 科 目	英 語 I	4
	物 理 I	4
	熱 力 学 I	4
	材 料 学 I	4
	水 力 学 I	4
	機 械 工 作 法	4
	機 械 材 料	4
	機 械 設 計 I ~ II	8
	電 気 工 学 I	2
	機 械 製 図	4
	機 械 設 計 製 図 I ~ III	12
	機 械 工 学 演 習	2
	実 験 実 習	4
	機 械 設 計 III	2
選 択 科 目	数 学 I · II	4
	数 学 II	4
	英 語 II	4
	法 学	2
	社 会 学	2
	基 礎 化 学	4
	情 報 処 理	2
	材 料 力 学	2
	機 械 設 計 II	2
	機 械 力 学 I · II	6
	計 測 工 学	2
	工 作 機 械	2
	電 気 工 学 II	2
	内 燃 機 関	2
	流 体 機 械	2
	蒸 気 工 学	2
	自 動 制 御 I · II	4
	化 学 工 学 I · II	4
	生 産 工 学	2
	公 害 論 I · II	4
設 備 工 学	4	
溶 接 工 学	2	
特 別 講 義 I · II	4	
製 図 法 学	2	
製 図 法 学	2	

専修学校設置基準では、専門学校については年間授業時数800時間以上とし、専門教科の授業時間数を全体の8割程度としている。一般的にいうなら専門学校のカリキュラム構成は、学校の種類や課程、学科などにより多少の相違はみられるが、短期大学や大学と異なりそれぞれ専門とする職業に関する教科目や、実技実習の科目、時間に大きな比重がおかれているといえよう⁽³⁵⁾。表7からもわかるように服装、家政系の分野においては、短期大学の被服科(含家政科)が理論面や知識、教養面に重点をおいているが、服装専門学校では実技、実習を中心とする技術教育に重点がおかれているといえよう。昭和49年におこなわれた、高校卒業後の洋裁学校173校を対象としたカリキュラムと授業時数の調査では⁽³⁶⁾、昼間部の場合1,200~1,300時間以上の授業がおこなわれ

ている。授業時数の比率では、洋裁実習に重点がおかれ、授業時数の過半数を占めていた。そして洋裁理論、関連科目、一般教養と続く傾向がみられる。この傾向は専門学校にもひきつがれているといえよう⁽³⁷⁾。

表11は、専門学校の機械工学科のカリキュラムであるが、短期大学や高等専門学校に類似しているといえよう。高等専門学校は高等学校とも短期大学とも異なる独自のカリキュラムをもっている。そこでは5年間の一貫教育がおこなわれているが、高等専門学校の授業時数を100としてそれとの比較で、「高等学校プラス短期大学」の授業時数をみると、総時数で82、一般基礎科目で123、専門科目が50、実験・実習が44となる。高等専門学校が圧倒的に専門教育、とくに実験・実習中心の教育をおこなっているといえる⁽³⁸⁾。

以上短期大学、高等専門学校、専修(専門)学校のカリキュラム構成上の差異をきわめて概略的に述べたにとどまったが、さらに進んで分析、検討されねばならない。そうした中で短期大学、高等専門学校、専修(専門)学校の意義、役割、機能等が明確化されてくると思われる。

V おわりに

すでに指摘した如く、短期大学と高等専門学校は同一の歴史的経緯の中で成立したものである。これらは、短期高等教育機関として産業社会の要求と国民の高等教育要求の充足に一定の役割をはたしてきた。また産業社会の変化と職業構造の高度化は、高等教育の大衆化現象と絡まって、新たな短期高等教育機関である専修(専門)学校を生み出すにいたった。

戦後日本の教育制度は6・3・3・4制をその基幹として出発した。しかし「高等専門学校の設置は、6・3・5制の傍系的制度を創出し、次いで短期大学制度の恒久化は6・3・3・2~4制の変則的制度を固定させたのである。」⁽³⁹⁾ 基本的には単線型学校制度の崩壊であるが、単線型は画一化を意味していないし、また単線型学校体系においても教育制度上の多様化は可能であり必要でもあろう。「とくに専門教育を主とする高等教育においては、制度的多様化は必要である。しかし、それは変則的、傍系的制度を創出することではない」⁽⁴⁰⁾といわれるように、

制度的多様化の必要性は認めても、変則的、傍系的制度は否定されるべきである。

しかるに、わが国の短期高等教育機関をみた場合、短期大学と高等専門学校卒業者の4年制大学編入の困難さや、専修(専門)学校卒業生の大学編入に対する規定の欠如というような問題は、やはり制度的、傍系的制度のあらわれといえよう。また、高等専門学校志願者の激減やその卒業生の大学進学志望の増大に対する措置としてとられた「技術科学大学院」の創設も、「袋小路」的制度を強くする性格のものであろう。というのは、高等専門学校制度が6・3制と別個の学校系統である限り、多数の志願者を集めることは困難であり、また修業年限が長くなればなるほど袋小路はいよいよ細くなり、出口を見失うからである⁽⁴¹⁾。

いうまでもなく、短期高等教育制度は6・3制学校体系の中に位置づけられることが重要である。さらに進んでいうなら、短期高等教育制度を大学制度の中に正しく位置づけることより、その変則的、傍系的制度を回避することが可能になると思われる。社会構造上の変化は、高等教育機関及び制度の変容を余儀なくしてきている。このような状況下において、短期高等教育機関の制度化は従来の高等教育政策を転換し、多面的な検討を通してはじめて可能になるといえよう。多様化と統合を通していかなる短期高等教育制度を確立するかということは、今後に残された重要な課題である。

(注)

- (1) 真野宮雄「後期中等・高等教育の展開」教育学講座第20巻『教育の機会均等』所収、学習研究社、1979年、82頁
- (2) 同 上 82頁
- (3) アメリカでは、地域社会における多様な教育要求に寄与することを目的とした2年制のコミュニティ・カレッジ (Community College) が発達している。これは公立短期大学とでもいふべきもので、いまやアメリカの高等教育大衆化時代をささえる短期高等教育機関といってよいと思われる。なおアメリカにおける短期大学数は公立671校、私立212校である(1972年)。
- (4) 中央教育審議会第19回「大学教育についての答申」、昭和38年1月28日。新制大学制度の実施状況と産業経
- 済および科学技術の発展という観点から、大学教育の目的・性格から財政などにいたるまで大学教育のすべてにわたり、改善のための施策について答申している。
- (5) 中央教育審議会第22回「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策についての答申」、昭和46年6月11日。高等教育の多様化に関しては、高等教育を5種類に分類し、それぞれに明確な位置づけを与え、高等教育改革の基本構想を答申している。
- (6) 高等教育懇談会意見とりまとめ第2回「高等教育の拡充整備計画について」、昭和49年3月29日、同第3回「高等教育の計画的整備について」、昭和51年3月15日。
- (7) 例えばOECDの次のような書物にみられる、
Towards New Structures of Postsecondary Education. 1971.
Short-Cycle Higher Education. 1973.
Policies for Higher Education. 1974.
- (8) Martin Trow: "The Expansion and Transformation of Higher Education", International Review of Education, VIII. 1972, pp60-84.
- (9) Martin Trow: Problems in the Transition from Elite to Mass Higher Education. 1973.
- (10) 新堀通也「大学の大衆化」、天城勲編『エリートと大学・大衆の大学』所収、サイマル出版。1979年 13頁
- (11) 喜多村和之「中等後教育の構造」、天城勲編『エリートと大学・大衆の大学』所収、サイマル出版 1979年 76頁
- (12) 同 上 77頁
- (13) 海後宗臣、寺崎昌男『大学教育』(戦後日本の教育改革第9巻)、東京大学出版会 1969年 181頁
- (14) 同 上 182頁
- (15) 同 上 183頁
- (16) 私立短期大学協会を中心にして強い反対の声があったが、その理由は以下の通りである。現行の短期大学は「大学と別個の学校制度ではない。……制度上短期大学も大学の一種である。私立短期大学関連者の主張は、このように現在“大学”である短期大学を強いて“大学”でない専科大学へ格下げすることは適当でない。短期大学の充実、改善をはかるためにはこれを大学でなくする必要はないのであって、大学の枠内での短大の改善、恒久化がはかられるべきである、ということが主眼である。」 犬丸直『高等専門学校制度と関係

- 法令の解説』第一法規，1962年 33頁。
- (17) 天野郁夫「高等専門学校」『教育学大事典』第2巻 1978年 523頁。
- (18) 中央教育審議会第6回「大学入学者選考およびこれに関する事項についての答申」昭和29年9月12日。同13回「短期大学制度の改善についての答申」昭和31年12月10日。同14回「科学技術教育の振興方策についての答申」昭和32年11月11日。日本経営者団体連盟「当面教育制度改善に関する要望」昭和29年12月23日。同「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」昭和31年11月9日。同「科学技術教育振興に関する意見」昭和32年12月25日，等々の中で提唱されている。
- (19) 犬丸直 前掲書 32頁
- (20) 同上 32頁
- (21) 山脇与平「高等専門学校の歴史的考察」『季刊国民教育』13号所収，労働旬報社，1972年 165頁。
- (22) 同上 166頁
2級国道としての高等専門学校というイメージで高等専門学校をとらえていること自体，出発点そのものにおいて格差をつけられているとあってよい。
- (23) こうした人気低下の原因については，例えば大学進学希望者の増大による普通高校への進学，卒業後の袋小路化という高等専門学校自体の制度上のあいまいさなどが指摘できよう。
- (24) 葉柳正「高専制度10年の成果と展望」『教育社会学研究』28集所収，東洋館出版，1973年 103頁。
- (25) 技術科学大学院が開設され卒業生の受け入れをおこなっているが，4年制大学の3年次への編入学の道を開くことは十分考慮されねばならない。
- (26) 文部省振興課法令研究会編『専修学校制度の解説』ぎょうせい 1976年 1頁。
- (27) 関口義「学校教育法の今回改正部分とその解説」『スペシャリストコース』9月号，産業教育情報センター 1975年 23頁。
- (28) 関口義「高等教育・専門教育機関としての各種学校の位置と役割について」『各種学校教育』No.36，全国各種学校総連合会，1974年 24頁。
- (29) 文部省振興課法令研究会 前掲書 7頁。
天城勲編『エリートの大学・大衆の大学』（サイマル出版会）でも同旨のことが述べられている。
- (30) 高等教育懇談会意見とまとめ第3回「高等教育の計画的整備について」昭和51年3月15日，7頁。
- (31) 関口義「大衆化を担う専修学校」，天城勲編『エリートの大学・大衆の大学』所収，サイマル出版 1979年 93頁。
- (32) 清水義弘「短期高等教育制度の確立」，清水義弘編『高等教育の大衆化』（現代教育講座9巻）所収，第一法規 1975年 249頁。
- (33) しかし，この規定は今日ほとんど実効性を有せず，空文に等しいという指摘もある。
- (34) このカリキュラム（専門科目）は，それぞれ1校を抽出したにすぎず，十分な比較検討は不可能である。短期大学，高等専門学校，専門学校とも各分野ともかなりのカリキュラムを調べたが，ほぼ同じような科目が掲載されていた。具体的内容を十分理解せずして単なるカリキュラム比較には問題があるが，ある一定程度の傾向は見い出せるように思う。
- (35) 関口義「大衆化を担う専修学校」，天城勲編 前掲書所収 96頁。
専門学校には大きく分類すると(1)服装・家政系，(2)医療系，(3)工業技術系，(4)商業実務系，(5)衛生系，(6)教育・社会福祉系，(7)文化・教養系，(8)農業系，がある。この分野の中には，短大とかなり似かよったカリキュラム構成をしている分野も多い。
- (36) 倉内史郎，神山順一，関口義『各種学校（専修学校）カリキュラムの研究』，野間教育研究所紀要第29集（1977年）にくわしい。
- (37) すでに述べたように，専門学校には大きく分類して8分野あり短大とかなり似かよったカリキュラム構成をしている分野も多い。例えば，「カリキュラム構成の主な根拠」の調査結果によると，工業系及び医療・衛生，教育，福祉系では短大や高専のカリキュラムを参考にしている場合が多い（野間教育研究所紀要第29集参照）。
- (38) 天野郁夫 前掲書 523-524頁。
- (39) 清水義弘「短期高等教育制度の確立」，清水義弘編 前掲書 261頁。
- (40) 同上 262頁。
- (41) 同上 262頁。
- (付記)
本研究は，昭和56年度文部省科学研究費補助金（奨励研究(A)）による研究の一部である。